

CDS破綻管理委員会規則

(目的)

第1条 このCDS破綻管理委員会規則（以下「本規則」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定したCDS清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、CDS破綻管理委員会の権限、組織、委員の選任方法その他委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例による。

(CDS破綻管理委員会の設置)

第3条 当社は、取締役会の常設の諮問委員会として、CDS破綻管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第6条の規定により選任される委員により構成される。

(諮問事項)

第4条 業務方法書第93条第1項に規定する当社が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 損失回避取引の実施、実施形式、取引条件及び取引の相手方に関する事項
- (2) 破綻処理入札の実施、開催条件、開催日時及び運営に関する事項
- (3) 上記のほか、破綻処理清算約定の決済等に関し、当社が個別に諮問する事項

2 当社は、前項各号に掲げる事項について委員会又は委員の助言があった場合には、その助言を尊重する。

第5条 削除

(委員の選任等)

第6条 当社は、すべての清算参加者を委員に選任する。

2 前項の規定による委員の選任後に、清算参加者がCDS清算資格を喪失した場合又は当社が委員の破綻等を認定した場合には、当社は、当該喪失又は認定と同時に当該委員の選任を取り消すものとする。

3 当社は、CDS取引の取引状況等を踏まえ委員又はその委員代表者が委員としての職務の遂行に堪えないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、委員の選任を取り消すことができる。

(委員代表者の届出等)

第7条 委員は、その選任後直ちに、当該委員又は当該委員を含む企業集団に含まれる他の法人等の役職員のうちCDS取引の実務に精通し、委員としての職務に関し当該委員を代表又は代理する者として少なくとも1名を、委員の代表者又は代理人（以下「委員代表者」という。）として当社所定の書面により当社に届け出るものとする。

2 委員は、委員代表者を変更する場合には、当社所定の書面により変更後の委員代表者を当社に届け出るものとする。

(委員等の義務)

第8条 委員（やむを得ない事由により、当社が定めるところにより助言を行うことが困難である旨の届出を行った者を除く。）のうち清算参加者の破綻等の認定の都度当社が無作為に指定する3社以下の委員は、個別に、又は委員会として、第4条第1項各号に掲げる事項について当社に対し助言を行うものとする。

2 委員及び委員代表者（これらであった者を含む。）は、その職務上知り得た秘密（一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいう。）を保持するものとし、他の目的のために利用し、又は次に掲げる場合その他正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(1) 当社の事前の書面による同意を得た場合

(2) 裁判所、監督官庁その他公的機関若しくは金融商品取引所その他自主規制機関の命令若しくは要請、又は法令の規定に基づき、開示又は提供を求められた場合

(3) 本規則に基づく義務の履行又は自らの権利を保全するために必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は自社を含む企業集団に含まれる他の法人等に開示又は提供する場合

3 当社は、第6条の規定により委員を選任した場合には、委員に、前項の義務を遵守する旨の当社所定の誓約書を提出させるものとする。

4 当社は、前条の規定により委員代表者の届出を受けた場合には、委員代表者に、第2項の義務を遵守する旨の当社所定の誓約書を提出させるものとする。

(破綻処理演習の実施)

第9条 当社及び委員会は、共同で、当社が清算参加者の破綻等を認定した場合における破綻処理清算約定の終了に伴う当社のポジションの再構築（当該再構築が完了するまでの間に生じ得る当社の損失を回避するための措置を含む。）その他破綻等の認定に伴う処理を適正かつ円滑に行うための演習（以下「破綻処理演習」という。）を実施する。

2 すべての清算参加者（特定承継金融機関等である清算参加者を除く。）は、破綻処理演習に参加し、当社及び委員会がその実施の都度作成する手順に従うものとする。

(委任)

第10条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がその都度定める。

付 則

- 1 本規則は、平成23年7月19日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 当社は、委員の選任及び委員代表者の届出に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、本規則の例により、行うことができる。
- 3 当社は、施行日以降速やかに、清算参加者リストの上位3社に該当する清算参加者（清算参加者リストに記載された清算参加者リストが3社に満たない場合には、清算参加者リストに記載されたすべての清算参加者）を委員に選任し、委員会を設置する。

付 則

この改正規定は、平成24年7月23日から施行する。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。
(注)「当社が定める日」は平成26年3月7日。

付 則

この改正規定は、平成26年12月15日から施行する。